

## 令和 6 年度(2024 年度)木と暮らしの情報館製品展示基本方針

地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場(以下「試験場」という)では、附属施設である「木と暮らしの情報館」(以下「情報館」という)に企業等製品を展示し、木材及び木質製品の普及を図るため、この基本方針により展示を行う。

## 1 出展者の要件

北海道内に生産施設を保有する企業等に限る。なお、企業等とは会社及び組合等の法人、並びに個人経営の工房等を指す。

## 2 展示製品の要件

次の要件を全て満たす製品とする。

- (1) 木材または木質材料を用いたクラフト製品、建築資材・建具、エクステリア製品。
- (2) 北海道内の生産施設で製造し、現に販売しているもの。  
前年より継続して展示する製品は、可能な限り最新の製品とすること。  
製品名、規格、価格などの情報は最新の内容を記載すること。

## 3 展示製品の募集

詳細は令和 6 年度(2024 年度)木と暮らしの情報館展示製品募集要領で別途定める。

## 4 展示製品の決定

試験場は、「3 展示製品の募集」に対して応募があった製品から、次の基準および情報館の展示状況を勘案し、展示製品を決定する。

- (1) デザイン性及び機能性に優れた製品であること。
- (2) 木材・木製品を広く普及する効果が期待できる製品であること。
- (3) 展示場所に余裕があること。
- (4) 展示製品の寸法は「縦 180 cm×横 90 cm×高さ 200 cm」までを原則とし、製品の寸法がこの大きさを超える場合は、製品を展示できない場合があること。

## 5 展示期間

展示期間は令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までとする。ただし、令和 6 年度(2024 年度)途中から展示を認められた製品に関しては、展示製品を受け取った日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までとする。

## 6 展示方法

製品の展示方法は次のとおりとする。

- (1) 展示場所は情報館とする。
- (2) 製品の展示、管理、説明及び情報提供は、応募者から提出された資料に基づき試験場が行う。
- (3) 製品には、構造、特性、製造者名、販売者名、小売価格などを示すこととする。  
また、応募者から提供された、カタログ及びパンフレット等を配付する。

## 7 展示に係る負担等

展示費用は無料とする。ただし、情報館への展示製品の搬入及び展示終了後の製品の搬出は、必要とする費用を含め出展者の負担により行う。

## 8 製品の管理

展示にあたって、試験場は細心の注意を払って製品の保守管理を行うが、太陽光線の暴露等、展示及び保管行為の結果としての製品の劣化並びに自然災害等不可抗力による製品の損傷に関しては、試験場はその責任を負わない。

## 9 虚偽の申告等

展示に際し虚偽の事項を申告した出展者や、試験場の指示に理由なく従わない出展者に関しては、その製品の展示を中止します。また、当該出展者については、改善が見られない限り、以後の製品展示への応募を認めない。

## 10 その他

基本方針や募集要領に定めのない事項については、試験場と出展者で協議のうえ、定めることとする。